

「とよなか地域ささえ愛ポイント事業」の概要

(目的) 活動を希望する高齢者が、何らかの支援が必要な高齢者に社会貢献活動を行うことで、ボランティアの楽しさを知ってもらうとともに、高齢者自身の介護予防の推進を図る。

また、活動実績に対しポイントを付与することで高齢者の参加意欲を高め、少子高齢化が急速に進展する中、高齢者同士がささえあう新たな地域福祉の人材の育成につなげる。

(主催) 豊中市(主管：健康福祉部 高齢者支援課)

(委託先) 社会福祉法人 豊中市社会福祉協議会

(事業名) とよなか地域ささえ愛ポイント事業

(対象者) 満65歳以上の市民(豊中市介護保険第1号被保険者)

(対象活動) *

- * 登録者の受入れを行う豊中市内の介護保険施設等での高齢者支援活動
- * 豊中市社会福祉協議会 小地域福祉ネットワーク活動の高齢者支援活動
- * 豊中市社会福祉協議会 ボランティアセンターの高齢者支援活動
- * この事業に伴い実施する研修会など

(実施期間) 毎年4月1日(平成24年度は10月1日)から翌年3月31日まで

(ポイント付与基準)

- ・ 1回1時間程度の活動に対して100ポイントを付与する。
- ・ ただし、2時間を超える場合は、1日あたり200ポイントを上限に付与する。
- ・ 年間5,000ポイントを上限に付与する。

(実施方法)

- ① 登録希望者は、「事業説明会」で、この事業の目的や効果と意義をご理解いただいたうえで、「登録申込書」に必要事項を記入して社会福祉協議会に提出し、「ポイントカード」「活動メニュー」などを受け取る。(自動的にボランティア保険Bプランに加入となる)
- ② 登録者は「活動メニュー表」を参考にして、社会福祉協議会に事前調整(相談等も含む)を依頼し、受入先との調整終了後、施設や地域などで、ささえ愛活動がスタートする。
また、ささえ愛活動でのさらなる学びを得ていただくための研修の参加も呼びかけていく。(ポイント対象事業)
- ③ 「ささえ愛活動」終了後、登録者からの書面による報告に基づき、あらかじめ受入先に配布しているポイントシールを登録者の「ポイントカード」に貼付する。

- ④ 受入先から、社会福祉協議会に「ポイントシール数の報告」をする。
- ⑤ 登録者は、3月31日までのポイントをためた「ポイントカード」を3月1日から4月10日までの間に社会福祉協議会に提出して活動支援金を申込み。
* ただし、活動年度末現在、介護保険料の未納や滞納のある方は受付できません。
- ⑥ 指定口座に、ポイントに応じた活動支援金が振り込まれる。

○ 事業の流れのイメージ

